

## 令和5年5月臨時会会議録

令和5年5月19日 金曜日 午前10時00分開会  
議長 佐藤卓也 副議長 今田浩徳

### 出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	12番	八畝長一	議員
13番	伊藤健一	議員	14番	山科正仁	議員
15番	高橋富美子	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	小野周一	議員	18番	小嶋富弥	議員

### 欠席議員（0名）

### 欠員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
教育長	高野博		

### 事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	総務主査	笹原佳子
主任	小松真子	主事	秋葉佑太

## 議 事 日 程

令和5年5月19日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 副議長選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員指名
- 日程第 6 会期決定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 報告第3号新庄州市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第11 報告第4号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第12 議案第31号新庄市固定資産評価員の選任について
- 日程第13 議案第32号新庄州市税条例の一部を改正する条例について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 開 会

**新田道尋臨時議長** 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました新田道尋です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。不慣れでございますが、各議員の特段の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名です。

これより令和5年5月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

### 日程第1 仮議席の指定

**新田道尋臨時議長** 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 開議

**新田道尋臨時議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第2 議長選挙

**新田道尋臨時議長** 日程第2 議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

なお、投票の記載は、記載所で行っていただきます。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

**新田道尋臨時議長** ただいまの出席議員は18名です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

**新田道尋臨時議長** 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**新田道尋臨時議長** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

**新田道尋臨時議長** 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

**新田道尋臨時議長** 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**新田道尋臨時議長** 投票漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

**新田道尋臨時議長** これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今田浩徳さん、田中 功さん、渡部正七さんを指名いたします。よって、3名の立会いをお願いいたします。

(開 票)

**新田道尋臨時議長** 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 18票

無効投票はありません。

有効投票中

八 鍬 長 一 さん 8 票

佐 藤 卓 也 さん 10 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、佐藤卓也さんが議長に当選されました。

当選された佐藤卓也さんが議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

当選されました佐藤卓也さんに御挨拶をお願いいたします。

(佐藤卓也議長登壇)

**佐藤卓也議長** このたびは、議長選において私に信任をいただきまして誠にありがとうございます。

所信表明でも申したとおり、議員の皆様の声我真摯に受け止め、公平公正な議会運営を行っていきたくと思います。そのためにも皆様の御協力、御理解を賜り、市民生活向上のために働きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

**新田道尋臨時議長** 臨時議長の役目は終わりましたので議長と交代しますが、当選されました佐藤卓也さん、議長就任、誠にめでたうございます。

皆様の御協力、誠にありがとうございました。暫時休憩いたします。

(議長佐藤卓也君議長席に着く)

午前10時21分 休憩

午前10時43分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第3 副議長選挙

**佐藤卓也議長** 副議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

なお、投票の記載は、記載所で行っていただきます。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

**佐藤卓也議長** ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

**佐藤卓也議長** 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

**佐藤卓也議長** 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願ひます。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

**佐藤卓也議長** 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 投票漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

**佐藤卓也議長** これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今田浩徳さん、田中 功さん、渡部正七さんを指名いたします。よって、3名の立会をお願いいたします。

(開 票)

**佐藤卓也議長** 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしてお

ります。

そのうち有効投票 18票

無効投票はありません。

有効投票中

今田浩徳さん 18票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、今田浩徳さんが副議長に当選されました。

当選された今田浩徳さんが議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

当選された今田浩徳さんに御挨拶をお願いいたします。

(今田浩徳副議長登壇)

**今田浩徳副議長** ただいま当選いたしました今田浩徳です。

3期目の挑戦というところであります。そしてまた、このたび副議長という職を拝命いたします。皆さんと共に議長を支えながら新庄市議会がしっかり市民の負託を受けながら進められるよう応援したいと思いますし、自分自身も邁進していきたいと思っておりますので、皆さん、改めまして御協力のほどよろしく申し上げます。

**佐藤卓也議長** 当選された今田浩徳さん、副議長就任おめでとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 日程第4議席の指定

**佐藤卓也議長** 日程第4議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の氏名とその議席の番号を事務局長より朗読させます。

**山科雅寛議会事務局長** それでは、申し上げます。

1番 佐藤悦子 議員

2番 亀井博人 議員

3番 今田浩徳 議員

4番 鈴木啓太 議員

5番 坂本健太郎 議員

6番 田中 功 議員

7番 山科春美 議員

8番 鈴木法学 議員

9番 辺見孝太 議員

10番 渡部正七 議員

11番 新田道尋 議員

12番 八 欽 長 一 議員

13番 伊藤健一 議員

14番 山科正仁 議員

15番 高橋富美子 議員

16番 佐藤卓也 議長

17番 小野周一 議員

18番 小嶋富弥 議員

以上でございます。

**佐藤卓也議長** ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

#### 日程第5会議録署名議員指名

**佐藤卓也議長** 日程第5会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤悦子さん、小嶋富弥さんの両名を指名いたします。

#### 日程第6会期決定

**佐藤卓也議長** 日程第6会期の決定を議題といたします。

このたびの臨時会の運営につきましては、議

会運営委員会がまだ構成されておられませんので、会派代表者会で協議していただきました。その協議の結果について、会派代表者会から御報告をお願いいたします。

会派代表者会座長八鍬長一さん、お願いいたします。

(八鍬長一会派代表者会座長登壇)

**八鍬長一会派代表者会座長** それでは、会派代表者会における協議の経過と結果について報告申し上げます。

去る5月12日午前10時から、議員協議会室において各会派代表者3名出席の下、執行部から副市長並びに関係課長、そして議会事務局職員の出席の上、本日招集されました5月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日と提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、提出されます案件が報告2件、議案2件のほか、役員を選任に関する事項でありますので、5月19日、本日1日限りとすることに決定したところであります。

次に、案件の取扱いにつきましては、臨時会でございますので、委員会への付託を省略し、本会議で審議していただくことにいたしました。

また、議事の日程は、4件の案件に先立ち、常任委員の選任などを行っていただきますよう、会派代表者会で協議をいたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上、会派代表者会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**佐藤卓也議長** お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま会派代表者会の座長から報告のありましたとおり、本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第7 常任委員の選任

**佐藤卓也議長** 日程第7 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

総務文教常任委員に、

佐藤悦子さん

今田浩徳さん

坂本健太郎さん

渡部正七さん

八鍬長一さん

山科正仁さん

佐藤卓也さん

小野周一さん

小嶋富弥さん

の9名を、

産業厚生常任委員に、

亀井博人さん

鈴木啓太さん

田中功さん

山科春美さん

鈴木 法学 さん  
辺見 孝太 さん  
新田 道尋 さん  
伊藤 健一 さん  
高橋 富美子 さん

の9名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、  
ただいま指名いたしました皆さんをそれぞれの  
常任委員に選任することに決しました。

なお、この際お諮りいたします。

本議会では、議長の職にある者は常任委員を  
辞任することを申し合わせておりますので、小  
職は常任委員を辞任いたしたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議長の常任委員の辞任は許可されました。

それでは、これより各常任委員会の正副委員  
長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時37分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 正副委員長互選結果の報告

**佐藤卓也議長** それでは、各常任委員会の正副委員  
長の互選の結果が議長の手元に参っております  
ので、報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 山科 正仁 さん  
副委員長 坂本 健太郎 さん

産業厚生常任委員会

委員長 新田 道尋 さん

副委員長 山科 春美 さん

以上であります。

暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後0時01分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第8議会運営委員の選任

**佐藤卓也議長** 日程第8議会運営委員の選任を行  
います。

議会運営委員の選任については、委員会条例  
第8条第1項の規定により、議長より指名をい  
たします。

坂本 健太郎 さん

山科 春美 さん

渡部 正七 さん

八 鍬 長一 さん

山科 正仁 さん

新田 道尋 さん

以上6名の皆さんを指名いたします。これに  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、  
ただいま指名いたしました皆さんを議会運営委員  
に選任することに決しました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

それでは、これより議会運営委員会の正副委員長  
の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時01分 休憩

午後1時09分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開します。

### 正副委員長互選結果の報告

佐藤卓也議長 それでは、正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

議会運営委員会

委員長 八 楸 長 一 さん

副委員長 山 科 正 仁 さん

以上であります。

### 日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

佐藤卓也議長 日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最上広域市町村圏事務組合議会議員に

坂 本 健太郎 さん

八 楸 長 一 さん

小 嶋 富 弥 さん  
の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました皆さんを当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名が最上広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました皆さんが議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

なお、議長も組合規約により議員になりますので、御了承をお願いいたします。

ここで職員の入替えがありますので暫時休憩いたします。

午後1時11分 休憩

午後1時12分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開します。

### 報告2件一括上程

佐藤卓也議長 日程第10報告第3号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について及び日程第11報告第4号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての報告2件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第3号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について及び報告第4号



新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての報告2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 大変御苦勞さまであります。

初議会に当たりまして議会の体制がそろい、今後、様々な形で市勢発展に御尽力、御協力いただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第3号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市市税条例及び新庄市国民健康保険税条例の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分を行いました。

主な改正の内容であります。固定資産税につきまして、マンションの長寿命化のための大規模修繕工事を行った場合に税額を軽減する措置を新たに実施するとともに、中小事業者などが先端設備等導入計画に基づき生産性向上に資する機械等を取得した場合に、当該機械等を取得した翌年度から3年間に限り、固定資産税の税額を2分の1に減額するものであります。

また、軽自動車税につきまして、電気自動車等を取得した場合における軽自動車税の軽減の期間を令和8年3月31日まで3年間延長するほか、必要な条文の整備を行うものであります。

さらに、国民健康保険税につきまして、後期高齢者支援金課税額の限度額を現行の20万円から22万円に引き上げるとともに、低所得者に対する保険料の軽減措置のうち、5割軽減及び2

割軽減の所得要件を緩和するものであります。

施行日は令和5年4月1日といたします。

次に、報告第4号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分を行いました。

改正の内容といたしましては、本条例による固定資産税の課税免除の対象となる事業者が、県による地域経済牽引事業計画の同意を受ける期限及び対象となる資産の取得期限を2年間延長し、令和7年3月31日とするものであります。

ただいま御説明申し上げた件につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により御報告いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいまの説明に対し、質疑に入ります。

初めに、報告第3号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第3号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は、これを承認することに決しました。

次に、報告第4号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

1番(佐藤悦子議員) 新庄市内において、この固定資産税の課税免除を受けられる方、また今まで受けていた方、どのようになるのか、具体的にお願いします。

**津藤隆浩税務課長** 議長、津藤隆浩。

**佐藤卓也議長** 税務課長津藤隆浩さん。

**津藤隆浩税務課長** ただいま佐藤議員から質問のあった件についてお答えいたします。

現在、この制度が延長になったことによって令和5年度で対象となる事業所は1事業所となります。直近の5年間で免除対象となった件数につきましては、7件ほどございました。1年度当たりで課税の減免となった金額は650万円程度となっております。

以上です。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

1番(佐藤悦子議員) 地域経済牽引事業促進ということなんですが、どのような内容の事業なのでしょう。

**津藤隆浩税務課長** 議長、津藤隆浩。

**佐藤卓也議長** 税務課長津藤隆浩さん。

**津藤隆浩税務課長** ただいま御質問にあったことについてお答えいたします。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律で定める要件を満たした土地、家屋、構築物を取得した場合、その資産にかかる固定資産税を取得した翌年度から3年間に限り課税免除することで、対象となる事業者を税制面で支援し、本市の地域経済の促進を図ることを目的としております。以上です。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

1番(佐藤悦子議員) 地域経済の牽引事業になったという判断の要件というか、それはどういふことでしょうか。

**津藤隆浩税務課長** 議長、津藤隆浩。

**佐藤卓也議長** 税務課長津藤隆浩さん。

**津藤隆浩税務課長** ただいまの質問についてお答えいたします。

国の基本方針に基づきまして、山形県が同意基本計画を作成し、35市町村が同意した計画となっております。

新庄市におきましては、地域経済牽引事業計画を事業所で作成するわけですが、そちらに基づいた計画に基づいて設備導入等がされた場合に、減免対象とするものであります。

以上です。

**佐藤卓也議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第4号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は、これを承認することに決しました。

## 日程第12議案第31号新庄市固定資産評価員の選任について

**佐藤卓也議長** 日程第12議案第31号新庄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第31号新庄市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するという職務の性格上、本市におきましては税務課長の職にある者が最も適任であるとし、選任してきたところであります。

本年4月1日をもって津藤隆浩君を新たに税務課長に任命しましたので、固定資産評価員に選任するため、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議いただき御同意くださるようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案第

31号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会への付託を省略することに決しました。

議案第31号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第31号新庄市固定資産評価員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第31号についてはこれに同意することに決しました。

## 日程第13議案第32号新庄市市税条例の一部を改正する条例について

**佐藤卓也議長** 日程第13議案第32号新庄市市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第32号新庄市市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が

令和5年7月1日から施行されることに伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

主な改正の内容といたしましては、軽自動車税につきまして、電動キックボード等の特定小型原動機付自転車をナンバープレートの交付の対象とし、令和6年度から課税の対象とするため、必要な改正を行うものであります。

施行日は令和5年7月1日といたします。

御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会への付託を省略することに決しました。

ただいま説明のありました議案第32号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 電動式キックボードということで、7月からナンバープレートを取るようになり、軽自動車税を課すというお話でしたが、その前に、今現在、市では何人ぐらい持っておられるのか、こういう方々が誰が持っているかということ把握しておられるのか、お願いします。

**津藤隆浩税務課長** 議長、津藤隆浩。

**佐藤卓也議長** 税務課長津藤隆浩さん。

**津藤隆浩税務課長** 現在所有されている方がどれほどあるかということは確認はできておりませんが、現在2件ほどの問合せが来ておりました。以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) もし7月になって知ら

なかったということがあってはならないかもしれないので、販売会社などに、買った人が分かると思うので、その人に丁寧に説明して、7月からこういうふうになるからいろいろ準備お願いしますと確実にしてもらわないと危ないかもしれないというか、思うので、そういう点はどうでしょうか。

**津藤隆浩税務課長** 議長、津藤隆浩。

**佐藤卓也議長** 税務課長津藤隆浩さん。

**津藤隆浩税務課長** 所有者への周知につきましては、広報紙やホームページ等で、7月1日から施行になるということを周知していきたいと考えております。

以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) これ、ないと違反みたいになってくることだろうと思うんです。そういう意味で、そうならないためにも、購入者を特定して、あなた今度こういうことになるからぜひ取ってねみたい丁寧に、申請受付だけでなく、必ずお願いしますというふうにできないのでしょうか。

**津藤隆浩税務課長** 議長、津藤隆浩。

**佐藤卓也議長** 税務課長津藤隆浩さん。

**津藤隆浩税務課長** 先ほど申しましたように、周知には努めてまいります。

なお、現在所有されている方については、販売店等様々なところから購入されていることもありますので、特定することは難しいかと考えております。

以上です。

**佐藤卓也議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第32号新庄市市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

**佐藤卓也議長** 以上で今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時31分 閉会

新庄市議会議長 佐藤卓也

会議録署名議員 佐藤悦子

〃 〃 小嶋富弥